第三十一条の見出し中「長期給付」を「年金等給付」に改め、同条第一項中「第二十四条第一項、第三十一条第一項、第三十三条の五第一項、第三十三条の六第一項又は第三十三条の十三第一項の規定による給付」を「第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付」に改める。

第三十二条第一項中「第二十四条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条の六第一項」を「第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第六十条第一項又は第六十条の二第一項」に、「年金」を「厚生年金保険法による保険給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　事業団は、施行規則第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による請求書の提出があった場合において、審査の結果、新たに退職等年金給付を受ける権利の確定したものに対しては、当該請求者に様式第十七号の二による年金証書を交付する。

第三十二条第三項中「第二十一条第一項」の下に「又は第四十八条第一項」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第二十条第一項」の下に「又は第五十条第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三十三条の見出し中「掛金及び」を「掛金等及び」に、「掛金・子ども・子育て拠出金納付通知書」を「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に改め、同条第一項中「の掛金」の下に「及び加入者保険料（共済法第二十七条第一項に規定する加入者保険料をいう。次項において同じ。）」を加え、「の子ども・子育て拠出金」を「の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）」に改め、同条第二項中「掛金及び」の下に「加入者保険料（以下「掛金等」という。）並びに」を加え、「掛金・子ども・子育て拠出金納付通知書」を「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に改め、同条第三項中「掛金及び」を「掛金等及び」に、「掛金・子ども・子育て拠出金納付通知書」を「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に改める。

第三十三条の二第一項中「第三十五条の三第二項本文」を「第三十五条第二項本文」に、「「掛金」を「「掛金等」に、「の子ども・子育て拠出金」を「の拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）」に、「掛金及び」を「掛金等及び」に改め、同条第二項中「第三十五条の三第二項ただし書」を「第三十五条第二項ただし書」に改める。

第三十四条中「掛金及び」を「掛金等及び」に改め、「並びに特別掛金」を削る。

様式第一号中「長期給付」を「厚生年金給付」に、「給与記録」を「報酬記録」に、

給与					
月額	短期等		長期		
	等級	標準給与	等級	標準給与	

を

報酬月額					
	短期等			年金	
	等級	標準報酬		等級	

に改める。

様式第二号中「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬」に、「短期」を「短期等」に、「長期」を「年金」に改める。

様式第六号中「長期給付」を「年金等給付」に改める。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号（第二十二条関係）

（表）

日本私立学校振興・共済事業団

年金証書

年金証書記号番号

基礎年金番号　　年金コード

年金の種類

受給権者の氏名

受給権者生年月日

受給権発生年月

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。

年　　月　　日　　日本私立学校振興・共済事業団理事長　印

（裏）

注　意　事　項

1　この年金証書は、あなたが日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）から年金を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。

2　年金額については、同封の「決定・改定・支給年金額変更通知書」に記載してあります。

3　次に掲げる事由に該当したときは、受給権者又は遺族は、年金証書を私学事業団に提出してください。

（1）年金証書の記載事項に異動が生じたとき。

（2）受給権者が、この年金を受ける権利を失ったとき、又は死亡したとき。

（3）私学事業団から、この年金証書の提出を求められたとき。

4　年金証書を紛失、又は著しく損傷したときは、私学事業団に連絡してください。

5　年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月で、それぞれ前月までの2ヵ月分が支給されます。

＊上記以外の届け出・手続き等については、「年金者のしおり」をご確認ください。